

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

令和 年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

協議者 京都府京都市伏見区横大路千両松町 /
196 番地 1 /
株式会社山本清掃 /
代表取締役 山本敏裕 /



県内搬入計画の内容を変更したので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成 30 年 3 月 28 日 29 廃対 第 73194 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤 直人 同左
		住所又は所在地	香川県観音寺市大野原町丸井 8 1 7 番地 2 2 同左
		事業場の所在地	〒769-1615 観音寺市大野原町丸井中尾 902-3、902-4、906-1 エビス紙料株式会社 四国工場 RPF 製造 同左
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無 有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一 般 的 な 名 称	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず 同左
		種 類	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず 同左
		性 状	圧縮プレス・バラ 同左
		1 年当たりの最大搬入量	500t / 年 同左
		名 称	株式会社山本清掃 同左
		所 在 地	京都府京都市伏見区横大路千両南町田町 196 番地 2 外 5 筆 同左
		排出事業場	当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要 産業廃棄物中間処理業 同左

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び指名(法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	1 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤直人 2 谷口商事株式会社 代表取締役 谷口勝 3 有限会社東京オリエンタルシップ 代表取締役 小池正照 4 石田運送株式会社 代表取締役 石田幸治 5 有限会社平尾運送 代表取締役 平尾弘 6 株式会社山本清掃 代表取締役 山本敏裕 7 株式会社ランナップ 代表取締役 近石秀章	1 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤直人 2 谷口商事株式会社 代表取締役 谷口勝 3 有限会社東京オリエンタルシップ 代表取締役 小池正照 4 石田運送株式会社 代表取締役 石田幸治 5 有限会社平尾運送 代表取締役 平尾弘 6 株式会社山本清掃 代表取締役 山本敏裕 7 株式会社ランナップ 代表取締役 近石秀章 8 有限会社西阿運送 代表取締役 遠藤圭介
変 更 予 定 年 月 日	変更協議結果通知書の交付日以降		
変 更 の 理 由	運送会社の追加		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

山本清掃

〒612-8244 京都府京都市伏見区 横大路千両196-1

南西に進む

16 m

左折する

450 m

左折する

300 m

左折して 京阪国道/国道1号 に向かう

10 m

左折して京阪国道/国道1号に入る

2.8 km

京滋バイパス森（交差点）を右折して 国道478号 に入る（京滋バイパス の表示）

160 m

右車線を使用してランプから 吹田/大阪 方面の 京滋バイパス に入る

600 m

京滋バイパス に入る

4.8 km

大山崎JCT で、左車線を使用して 吹田/大阪 方面 名神高速道路 の標識に従う

17.9 km

吹田JCT で、左車線を使用して 大阪空港/中国自動車道/山陽自動車道/宝塚/岡山 方面の標識に従う

1.8 km

中国縦貫自動車道/中国自動車道/吹田山口線を進む

26.5 km

西宮山口JCT で、左車線を使用して 神戸市街 方面 阪神高速7号北神戸線 の標識に従う

900 m

阪神高速7号北神戸線/ルート 7を進む

24.9 km

布施畑JCT で、左車線を使用して 徳島 方面の標識に従う

1.1 km

神戸淡路鳴門自動車道 に入る

50.8 km

洲本ICを進む（国道28号/洲本 の表示）

57 m

右車線を使用して 神戸淡路鳴門自動車道/国道28号 を進む

33.5 km

高松自動車道を進む

110 km

大野原IC 出口を 大野原/豊浜 方面の 国道11号 に向かって進む

950 m

右折して国道11号に入る

200 m

観音寺市大野原町大野原（交差点）を右折する（観音寺市/大野原支所 の表示）

450 m

右折する

700 m

大野原町辻西（交差点）を左折して 国道377号 に入る

850 m

中姫中央（交差点）を右折する

1.0 km

県道242号を進む

400 m

福田原（交差点）を左折して 県道241号 に入る

500 m

右折する

目的地は前方左側です

450 m

エビス紙料株式会社

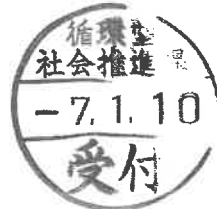
〒769-1615 香川県観音寺市大野原町丸井8 1 7 - 2 2

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

令和 年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 京都府京都市伏見区深草神名講谷町 29 番地

株式会社 HIRAYAMA
代表取締役 平山 英弘

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和 5 年 5 月 10 日 5 循環 第 33649 号	
変更事項		変更前	変更後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤 直人	同左
		住所又は所在地 香川県観音寺市大野原町丸井 8 1 7 番地 2 2	同左
		事業場の所在地 〒769-1615 観音寺市大野原町丸井中尾 902-3、902-4、906-1 エビス紙料株式会社 四国工場 RPF 製造	同左
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業	一般的な名称 廃プラスチック類・紙くず・木くず 繊維くず	同左
		種類 廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	同左
		性状 圧縮プレス・バラ	同左
1 年当たりの最大搬入量		500t / 年	同左
排出事業場	名称	株式会社 HIRAYAMA	同左
	所在地	京都府京都市伏見区深草神名講谷町 29 番地	同左

	廃棄物		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	産業廃棄物中間処理業	同左
--	-----	--	-------------------------------	------------	----

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び指名 (法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	1 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤直人 2 株式会社ランナップ 代表取締役 近石秀章 3 有限会社平尾運送 代表取締役 平尾弘	1 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤直人 2 株式会社ランナップ 代表取締役 近石秀章 3 有限会社平尾運送 代表取締役 平尾弘 4 有限会社西阿運送 代表取締役 遠藤圭介
変更予定年月日	変更協議結果通知書の交付日以降		
変更の理由	運送会社の追加		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(株)HIRAYAMA

〒612-0838 京都府京都市伏見区深草神明講谷町2 9

東方向に大宅深草線を進む

18 m

右折して 府道35号 に向かう

130 m

右折して府道35号に入る

2.0 km

深草飯食町（交差点）を右折して 師団街道 に入る

300 m

左折する

700 m

府道68号を進む（国道1号/名神高速道路/麗京都線 の表示）

800 m

大宮通 を直進する（十条大宮 の表示）

600 m

左折する

200 m

右折して 京阪国道/国道1号/府道13号 に向かう

93 m

左折して京阪国道/国道1号/府道13号に入る

650 m

左折して E1/名神高速道路 のランプに入る

200 m

左側 3 車線を使用して斜め左方向に曲がり、大阪 方面のランプに入る

400 m

名神高速道路/西宮線 に入る

6.2 km

右車線を使用して 名神高速道路/西宮線 を進む

19.1 km

吹田JCT で、左車線を使用して 大阪空港/中国自動車道/山陽自動車道/宝塚/岡山 方面の標識に従う

1.8 km

中国縦貫自動車道/中国自動車道/吹田山口線を進む

26.5 km

西宮山口JCT で、左車線を使用して 神戸市街 方面 阪神高速 7 号北神戸線 の標識に従う

900 m

阪神高速7号北神戸線/ルート 7を進む

24.9 km

布施畑JCT で、左車線を使用して 徳島 方面の標識に従う

1.1 km

神戸淡路鳴門自動車道 に入る

50.8 km

洲本ICを進む (国道28号/洲本 の表示)

57 m

右車線を使用して 神戸淡路鳴門自動車道/国道28号 を進む

33.5 km

高松自動車道を進む

110 km

大野原IC 出口を 大野原/豊浜 方面の 国道11号 に向かって進む

950 m

右折して国道11号に入る

200 m

観音寺市大野原町大野原 (交差点) を右折する (観音寺市/大野原支所 の表示)

450 m

右折する

700 m

大野原町辻西 (交差点) を左折して 国道377号 に入る

850 m

中姫中央 (交差点) を右折する

1.0 km

県道242号を進む

400 m

福田原 (交差点) を左折して 県道241号 に入る

500 m

右折する

目的地は前方左側です

450 m

エビス紙料株式会社

〒769-1615 香川県観音寺市大野原町丸井 8 1 7 - 2 2

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

令和 年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 京都府京都市南区東九条南松田町 34 番地
株式会社 Wood Life Company
代表取締役 貝原 東

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和 5 年 12 月 5 日 5 循環第 33649-2 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤 直人	同左
		住所又は所在地 香川県観音寺市大野原町丸井 8 1 7 番地 2 2	同左
		事業場の所在地 〒769-1615 観音寺市大野原町丸井中尾 902-3、902-4、906-1 エビス紙料株式会社 四国工場 RPF 製造	同左
		規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無 有 ・ 無	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称 廃プラスチック類・紙くず・繊維くず	同左
		種類 廃プラスチック類・紙くず・繊維くず	同左
		性状 圧縮プレス・バラ	同左
		1 年当たりの最大搬入量 960t / 年	同左
	排出事業場	名称 株式会社 Wood Life Company	同左
		所在地 京都府京都市南区東九条南松田町 34 番地	同左
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要 産業廃棄物中間処理業	同左

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び指名 (法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	1 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤直人 2 株式会社ランナップ 代表取締役 近石秀章 3 有限会社平尾運送 代表取締役 平尾弘	1 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤直人 2 株式会社ランナップ 代表取締役 近石秀章 3 有限会社平尾運送 代表取締役 平尾弘 4 有限会社西阿運送 代表取締役 遠藤圭介
変更予定年月日	変更協議結果通知書の交付日以降		
変更の理由	運送会社の追加		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(株) Wood Life Company

〒601-8035 京都府京都市南区東九条南松田町 3 4

南に進む

190 m

右折する

200 m

左折して油小路通に入る

550 m

久世橋通油小路（交差点）を右折して 久世橋通 に入る

110 m

左折する

400 m

右折する

22 m

左折する

110 m

右折する

19 m

左折する

550 m

右折する

210 m

左折して京阪国道/国道1号/府道13号に入る

450 m

左折して E1/名神高速道路 のランプに入る

200 m

左側 3 車線を使用して斜め左方向に曲がり、大阪 方面のランプに入る

400 m

名神高速道路/西宮線 に入る

6.2 km

右車線を使用して 名神高速道路/西宮線 を進む

19.1 km

吹田JCT で、左車線を使用して 大阪空港/中国自動車道/山陽自動車道/宝塚/岡山 方面の標識に従う

1.8 km

中国縦貫自動車道/中国自動車道/吹田山口線を進む

26.5 km

西宮山口JCT で、左車線を使用して 神戸市街 方面 阪神高速 7 号北神戸線 の標識に従う

900 m

阪神高速7号北神戸線/ルート 7を進む

24.9 km

布施畑JCT で、左車線を使用して 徳島 方面の標識に従う

1.1 km

神戸淡路鳴門自動車道 に入る

50.8 km

洲本ICを進む (国道28号/洲本 の表示)

57 m

右車線を使用して 神戸淡路鳴門自動車道/国道28号 を進む

33.5 km

高松自動車道を進む

110 km

大野原IC 出口を 大野原/豊浜 方面の 国道11号 に向かって進む

950 m

国道377号 を 大野原町丸井 の目的地まで進む

9 分 (4.5 km)

右折して国道11号に入る

200 m

観音寺市大野原町大野原 (交差点) を右折する (観音寺市/大野原支所 の表示)

450 m

右折する

700 m

大野原町辻西 (交差点) を左折して 国道377号 に入る

850 m

中姫中央 (交差点) を右折する

1.0 km

県道242号を進む

400 m

福田原 (交差点) を左折して 県道241号 に入る

500 m

右折する

目的地は前方左側です

450 m

エビス紙料株式会社

〒769-1615 香川県観音寺市大野原町丸井 8 1 7 - 2 2

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

令和 年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

協議者 滋賀県大津市北大路三丁目 628 番地 162,
株式会社びわこ運送
代表取締役 瀧本政江



県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号			平成 30 年 3 月 28 日		29 廃対 第 73194 号		
変 更 事 項			変 更 前		変 更 後		
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤 直人		同左		
		住所又は所在地	香川県観音寺市大野原町丸井 8 1 7 番地 2 2		同左		
		事業場の所在地	〒769-1615 観音寺市大野原町丸 井中尾 902-3、902-4、906-1 エビ ス紙料株式会社 四国工場 RPF 製造		同左		
	規則第 2 条第 2 項又は 第 6 条第 2 項の規定に よる循環事業者の協議 の有無		有 ・ 無		有 ・ 無		
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一 般 的 な 名 称	廃プラスチック類・紙くず・木く ず・繊維くず		同左		
		種 類	廃プラスチック類・紙くず・木く ず・繊維くず		同左		
		性 状	圧縮プレス・バラ		同左		
		1 年当たりの最大 搬入量		400t / 年		同左	
		排 出 事業場	名 称	株式会社びわこ運送		同左	
			所 在 地	滋賀県大津市桐生二丁目字鬼川 883 番地		同左	
当該排出 事業場に 係る事業 及び排出 工程の概 要			産業廃棄物中間処理業		同左		

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び指名 (法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	1 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤直人 2 株式会社ランナップ 代表取締役 近石秀章	1 エビス紙料株式会社 代表取締役 見澤直人 2 株式会社ランナップ 代表取締役 近石秀章 3 有限会社西阿運送 代表取締役 遠藤圭介
変更予定年月日	変更協議結果通知書の交付日以降		
変更の理由	運送会社の追加		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(株)びわこ運送

〒520-0843 滋賀県大津市北大路三丁目628番地162

北に進む

94 m

左折する

63 m

右折する

120 m

左折する

120 m

右折して 市道幹1052号線 に向かう

46 m

右折して 市道幹1052号線 に向かう

98 m

左折して市道幹1052号線に入る

1.2 km

市道幹1051号線を進む

1.9 km

大津IC口（交差点）を左折して 名神高速道路 のランプに入る

450 m

ランプを 大阪/近畿道/中国道 方面に進む

250 m

名神高速道路/西宮線 に入る

19.2 km

右車線を使用して 名神高速道路/西宮線 を進む

19.1 km

吹田JCT で、左車線を使用して 大阪空港/中国自動車道/山陽自動車道/宝塚/岡山 方面の標識に従う

1.8 km

中国縦貫自動車道/中国自動車道/吹田山口線を進む

26.5 km

西宮山口JCT で、左車線を使用して 神戸市街 方面 阪神高速 7 号北神戸線 の標識に従う

900 m

阪神高速7号北神戸線/ルート 7を進む

24.9 km

布施畑JCT で、左車線を使用して 徳島 方面の標識に従う

1.1 km

神戸淡路鳴門自動車道 に入る

50.8 km

洲本ICを進む（国道28号/洲本 の表示）

57 m

右車線を使用して 神戸淡路鳴門自動車道/国道28号 を進む

33.5 km

高松自動車道を進む

110 km

大野原IC 出口を 大野原/豊浜 方面の 国道11号 に向かって進む

950 m

右折して国道11号に入る

200 m

観音寺市大野原町大野原（交差点） を右折する（観音寺市/大野原支所 の表示）

450 m

右折する

700 m

大野原町辻西（交差点） を左折して 国道377号 に入る

850 m

中姫中央（交差点） を右折する

1.0 km

県道242号を進む

400 m

福田原（交差点） を左折して 県道241号 に入る

500 m

右折する

目的地は前方左側です

450 m

エビス紙料株式会社

〒769-1615 香川県観音寺市大野原町丸井 8 1 7 - 2 2